

## 西部緑地公園再整備構想検討委員会新県立野球場整備検討部会設置要綱

### (目 的)

第1条 新たに建設する石川県立野球場の機能や規模など、基本的な整備構想を策定するため、西部緑地公園再整備構想検討委員会内に新県立野球場整備検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) コンセプト
- (2) 機能、規模及び設備
- (3) 賑わいの創出
- (4) 事業手法（西部緑地公園内での配置計画等を含む）
- (5) その他必要と認められる事項

### (組 織)

第3条 部会は、委員6名以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者その他知事が必要と認めた者のうちから知事が委嘱する。
- 3 部会に部会長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (アドバイザー)

第4条 部会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、学識経験者その他知事が必要と認めた者のうちから知事が委嘱する。

### (任 期)

第5条 委員及びアドバイザーの任期は、整備構想が策定されるまでの期間とする。

### (会議及び意見の聴取)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、県民文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。